

(公印省略)

高齢福第3377号  
令和2年3月26日

各通所介護事業所	管理者	様
各通所リハビリテーション事業所	管理者	様
各短期入所生活介護事業所	管理者	様
各短期入所療養介護事業所	管理者	様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者福祉施設等の利用に係る  
人権上の配慮等について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、平素からご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、大分医療センターを中心に複数の医療機関にて新型コロナウイルス感染者が確認されたところですが、これに伴い、県内の高齢者福祉施設等において、利用者が感染者が発生した医療機関の通院歴等があることや利用者の家族等の勤務先が前記の医療機関であることを理由として、サービスの利用を自粛するよう求められたといった相談、問い合わせが、当課に複数寄せられているところです。

つきましては、高齢者福祉施設等の利用者本人が、感染者となった場合や保健所から濃厚接触者に特定された場合以外は、サービスの利用自粛を本人や家族等に要請することのないよう、正しい理解と適切な対応をお願いいたします。

併せて、感染の拡大防止、風評被害の防止、個人情報保護の観点から感染者やその家族の人権及びプライバシーに特段のご配慮をお願いします。

[お問い合わせ先]

高齢者福祉課 介護サービス事業班

担当：梶原、中村 TEL (097) 506-2682

## 新型コロナウイルス感染症対策のための高齢者施設等の対応について

(令和2年3月26日時点) <大分県高齢者福祉課>

### 1 施設等で利用者や職員に感染者が発生した場合について

- ①当該施設については、県から、当面2週間の休業が要請されることとなる。
- ②濃厚接触者として特定された利用者又は職員は、感染者と最後に接触した日から起算して2週間の自宅待機が要請されることとなる。
- ③濃厚接触者として特定されなかった利用者又は職員は、感染者と最後に接触した日から起算して2週間は健康状態を確認されることとなる。

### 2 利用者や職員が濃厚接触者と特定された場合について

- ①利用者又は職員が、感染者の濃厚接触者と特定された場合には、感染者と最後に接触した日から起算して2週間の自宅待機が要請されることとなる。  
※濃厚接触者か否かの判定は、保健所の判断による。
- ②濃厚接触者がPCR検査の結果、「陰性」と判定された場合であっても、上記①と同様に、感染者と最後に接触した日から起算して2週間の自宅待機が要請されることとなる。

### 3 濃厚接触者ではないが、PCR検査が実施された場合について

- ・感染者が発生した医療機関等において、感染経路の特定等の観点から、濃厚接触者に限らず、現在、その医療機関の全ての医療関係者等の職員や入院患者等に対し、PCR検査を実施したことがある。この場合、検査対象となった職員や入院患者等(=濃厚接触者ではない)のPCR検査結果が「陰性」であれば、引き続き勤務や施設等の利用が可能な(自宅待機不要)状況であるため、検査対象となった者が利用者の家族や利用者本人であっても、当該利用者の利用自粛は要請しないこと。

### 4 発熱等の症状のある利用者や職員の対応について

- ①施設等の利用や出勤前に各自で体温を計測し、発熱(37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。)や呼吸器症状(以下「発熱等」)が認められる場合には施設等の利用や出勤しないことを徹底すること。
- ②利用者や職員で、過去に発熱等が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、①と同様の取扱いとすること。
- ③受診する場合には、まずは、かかりつけ医に電話で症状を伝えてから受診すること。風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上(基礎疾患のある者や高齢者等の場合は、2日以上)続く場合や、強い倦怠感や息苦しさがある場合は、最寄りの保健所に相談すること。

#### 【利用者の通所等が可能な場合】

- ◎利用者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と保健所から特定されていなければ、通所等は可能です。たとえ、利用者の同居親族が、濃厚接触者と特定されても、利用者本人が濃厚接触者と特定されていなければ通所等は可能です。